

# J A側「合意はあった」

## 庄内みどり未払金請求訴訟口頭弁論

J A庄内みどりの(本所・鶴岡支部(阿部雅彦裁判長)酒田市、阿部茂昭組長)が米直接販売の代金を精算する際、合意なく手数料を差し引いたとして、酒田市と遊佐町の組合員が同J Aを相手取り、未払いの精算金の返還を求めた訴訟の第4回口頭弁論が7日、地裁

で開かれた。J A側は「合意はあった」とする内容の準備書面を提出した。裁判所はJ A側に対し次回までに、その合意が、いつ、誰と、どのような形で成立したかを特定する証拠を提出するように求めた。

訴えているのは、当初の遊佐町の組合員4人と、第2次として追加提訴した同町と酒田市の25人、さらにこの日までに第3次で追加提訴した両市町の19人の計48人。請求額は2006-13年産米に関する計約1500万円となる。

J A側は準備書面で、精算時に差し引いていた「直販メリット」や倉庫利用料、販売対策費について、約定事項に記載されていなくても、組合員との座談会などで説明し、異論が出なかつたことなどから「合意」、あるいは理事会の承認による「組織的な合意」、組合員への「明示、ないし黙示の合意」があったとした。

次回は6月9日の予定。原告の組合員側はさらに二十数人による第4次の追加提訴の準備を進めている。